

3キュー子育てチケットのよくある質問

(平成30年6月28日版)

区分	番号	質問	回答
(1)対象者	1	「養育」の定義はどうなっていますか。また、どのように確認しますか。	まず生計を同一にしていることです。住民票で同一世帯であることを確認しますが、学校の寮に入居している等で住民票が分かれている場合は、保護者の勤務先等から配付される源泉徴収票(自営業は確定申告書の写し)にて扶養に含まれていることを確認します。
	2	第3子以降の児童とはどのような子どもをいいますか。	第3子以降の児童とは「同居又は養育している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)のうち、3人目以降の児童」のことで、なお、チケットは第3子以降の児童の保護者で埼玉県に住所を有する者が交付対象となります。
	3	第3子以降の児童であることはどのように確認するのですか。	原則として、チケットの申請書に世帯全員が記載された住民票を添付してもらい、第3子以降の児童であることを確認します。
	4	子供が別居の場合、住所地要件としては日本に住所があることが必要ですか。	海外に居住していても養育していることが確認できれば、児童の数に含めることとします。
	5	双子や三つ子の場合はどうなるのでしょうか。	第3子以降の児童の人数分だけチケットを交付します。例えば双子が第2子と第3子であった場合は、第3子分(1人分)のみとなります。
	6	里親なので実の子供以外を養育しているのですが、申請できますか。	実の子どもでなくても、養育していることが確認できれば対象とします。
	7	上の子が施設預かり(児童相談所に保護されている等)になっている場合は申請できますか。	「子どもをしっかり育てたいという意欲と意思のある方を応援する」という考え方を基本として、個別に対応いたします。
	8	保護や他の親族が育てている場合等、親が育てていない場合は申請できますか。	「子どもをしっかり育てたいという意欲と意思のある方を応援する」という考え方を基本として、個別に対応いたします。

区分	番号	質問	回答
	9	県外から転入してきましたが、チケットはもらえますか。	平成29年4月1日以降に第3子以降のお子さんが生まれていればチケット配布の対象となります。
	10	3月生まれの場合、利用期間が短くて使えないのではないですか。	1月～3月に第3子以降が生まれた世帯の場合、原則として翌年度から3年間チケットをお送りします(31年3月に生まれた場合、31年度から33年度の3年間チケットをお送りします)。 また、ご希望により30年度に使えるチケットの送付を受けることもできますので、事務局にご連絡ください。 12月生まれの場合も、ご希望により翌年度からの送付に切り替えることができます。 ※翌年度のチケットの場合、お手元へのチケットの送付は4月以降になります。
(2)申請及び受付	1	申請書はどこで入手できますか。	県のホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html)でダウンロードできるほか、市町村の市民課等の窓口でも配布しています。
	2	申請書を取りにいけませんが、郵送してもらえませんか。	県のホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html)でもダウンロードできます。それもできない場合は、3キュー子育てチケット事務局(0570-043-344)へお問い合わせください。
	3	申請はどこで受け付けていますか。	埼玉県3キュー子育てチケット事務局へ郵送でお送りください。 <u>県や市町村の窓口では申請は受け付けておりません。</u> ●住所 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル 埼玉県3キュー子育てチケット事務局 ●電話番号 0120-39-3192(フリーダイヤル)
	4	添付する住民票には何が記載してあればいいですか。	世帯全員の氏名・世帯主との続柄が記載されている住民票を添付してください。(マイナンバーの記載は不要です)
	5	添付する住民票の有効期間はありますか。	有効期間は特にありません。(コピー可)

区分	番号	質問	回答
	6	第3子、第4子が双子であった場合、提出書類は全て2人分必要ですか。	申請書は2人分、住民票は1通をご提出ください。
	7	児童手当特例給付額改定通知書が手元にあるが、住民票の代わりに提出してもいいですか。	申請書に記入いただいた内容との整合性を確認するために公的書類である住民票の提出をお願いしております。
	8	申請書を送付してから、実際にチケットが届くまでどのくらいの時間がかかりますか。	申請をいただいてから1か月程度での発送を予定しています。なお、発送は書留等配達記録が残るものとして、転送不可の取り扱いをします。
	9	申請期限間際に第3子以降の児童が出生したのですが、出生届の提出が遅くなってしまいます。病院が発行する出生証明書を住民票の代わりに提出してもいいですか。	保護者の氏名や対象児童の氏名、生年月日等を確認させていただく必要がありますので、住民票(第1子、第2子が載っているもの)、第3子以降の児童の出生証明書(氏名の記載があるもの)の2点であれば、世帯全員の住民票の代わりとして取り扱います。
(3)利用方法	1	領収書に保護者名や第3子以降の児童名の記載は必要ですか。	保護者名または第3子以降の児童名の記載が原則として必要になります。
	2	子育てサービスを利用した際の領収書はいつ時点のものから対象ですか。	平成30年4月1日からのものが対象です。
	3	他の家族から譲ってもらったチケットを使用してもいいですか。	申請いただいた子育て世帯に対してのチケットですので、他の方が使用することはできません。
	4	利用対象は第3子以降の児童のみですか。兄弟姉妹で利用できるサービスはありますか。	第1子、第2子にかかるサービスについてもチケットの対象です。利用できるサービスについては、チケットに同封されている利用の手引きや以下のホームページをご確認ください。 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html
	5	チケットで支払いできない事業者の場合はどうすればいいですか。	領収書でのご利用となります。サービス利用後に領収書を受領いただき、チケットと一緒に換金申請を行っていただくことで、後ほど指定の口座に利用金額分が振り込まれます。

区分	番号	質問	回答
	6	チケットの有効期限はいつまでですか。	平成30年度のチケットの有効期限は平成31年3月31日です。 (1)チケットでのお支払いの場合 平成31年3月31日まで利用が可能です。 (2)領収書での利用の場合 サービス利用日(領収書の日付)が平成31年3月31日までであることが必要です。 事務局あて換金申請は4月30日(必着)までに行ってください。
	7	領収書による換金申請の場合、領収書の有効期限はありますか。 (31年度のチケットの換金申請の際に30年度の領収書は使えますか。)	領収書の有効期限は当該年度内となります。 30年度のチケットの換金申請には、30年度内にサービスを利用した領収書等が必要です。31年度も同様となりますので、設問のようなご利用はできません。
	8	利用金額に端数がありますが、お釣りは出ますか。	チケットは500円単位となっておりますが、お釣りは出ませんので、利用金額以内のチケットを利用し、差額は現金でお支払いください。 領収書でのご利用の場合は、1回のご利用では端数があっても、複数の領収書をまとめることも可能です。(例:700円と800円のサービスを利用してそれぞれ領収書がある場合、合わせて1500円分となり、チケット3枚を添付すれば1500円分の換金が受けられます)
	9	換金申請を行った場合、振込名は何になりますか。	換金申請の振込名は“サイタマ3キューコソダテジムキョクカ)ニホンアイデックス”(みずほ銀行の場合)、“カ)ニホンアイデックスサイタマ3キューコソダテジムキョク”)となります。(平成30年4月から変わりました)
(4)サービスの内容	1	チケットを利用できる事業者はどこにありますか。	専用サイトに登録事業者一覧を掲載しておりますので、こちらを参照してください。 < https://3kyu-kobaton.com/search >登録事業者以外の場合はチケットを直接利用することはできませんが、対象となるサービスであれば、領収書をもらっていただきチケットと領収書をお送りいただくことで、ご利用になった金額を後ほど振り込みます。
	2	「保育施設における実費徴収分」の保育施設とはどんな施設ですか。	幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、認可外保育施設等です。
	3	「保育施設における実費徴収分」について、領収書がないので集金袋の写しでも大丈夫ですか。	お子さんの氏名、利用したサービス内容、保育施設名、金額の記載があれば、領収書の代わりとして換金申請ができます。(おむつ代、給食費、通園バス代等) なお、集金袋等もない場合は、県のホームページにある領収書のひな型をご用意いただき、施設の方に記入してもらってください。

区分	番号	質問	回答
	4	「保育施設における実費徴収分」について、保育料と一緒に口座から引き落としされていますが、どうしたらいいですか。	振替通知、通帳の写し等が必要です。 この場合には、さらに、振替金額のうち実費徴収分の金額がわかる明細書等(保育施設が発行したもの)が必要になります。 これらの書類がない場合は、県のホームページにある領収書のひな型をご用意いただき、施設の方に記入してもらってください。
	5	保育施設の課外活動で親も一緒に参加する場合、親の参加費もチケットの対象になりますか。	親の参加費を保育施設が徴収する場合は、「保育施設における実費徴収分」として対象になります。
	6	公立保育所は対象となりますか。	保育料は対象となりませんが、実費徴収分については対象となります。その場合、集金袋の写しなどでも領収書の代わりとして利用可能です。なお、集金袋等がない場合は、県のホームページにある領収書のひな型をご用意いただき、施設の方に記入してもらってください。
	7	延長保育料金を月額定額で払っていますが、チケットの対象となりますか。	延長保育料金は本来の保育料ではないため、月額定額で支払っていても「保育施設における実費徴収分」に該当しチケットの対象となります。
	8	放課後デイサービスは対象となりますか。	利用料は対象となりませんが、実費徴収分については対象となります。
	9	県外の事業者の子育てサービスは対象になりますか。	県外の事業者も対象となります。
	10	ファミリーサポートセンターは対象ですか。	対象となります。次のように利用してください。 ●チケットを直接利用できるセンターの場合 支払いにチケットを利用してください。 ●チケットの利用ができないセンターの場合 領収書でのご利用となります。領収書または「活動報告書(及びこれに類するもの)」「(利用者名、金額、利用した日付がわかるもの)」を受領していただき、チケットとともに換金申請を行ってください。
	11	紙おむつの購入用は対象になりますか。	紙おむつ・ミルクのみ換金申請の対象となります(チケットでの直接支払は対象のなりません)。その他の物品購入は対象となりません。(平成30年度より対象サービスを拡大しました)

区分	番号	質問	回答
	12	シルバー人材センターで利用できるサービスとはどのようなものですか。	家事援助のサービス(子どもとお留守番、食事の支度や居住内外の掃除等)が対象となります。
	13	ファミリーサポートセンターやシルバー人材センターへの支払いが振込や口座振替になっていて、領収書や活動報告書がもらえないのですが、どうしたらいいですか。	その場合は、次の2点があれば領収書の代わりになります。 ①センターからの請求書や納入通知書など支払いを依頼する文書の写し ②実際に払い込んだことがわかる振込票や通帳の写しなど
	14	子育てタクシーとはどのようなサービスですか。	乳幼児を伴っての外出サポートや、子どもだけでの送迎を安心して任せられるよう、(一社)全国子育てタクシー協会に加盟しているタクシー会社が提供するサービスです。サービスを利用できるタクシー会社は、こちらを参照してください。 http://kosodate-taxi.com/member/#area_saitama
	15	病院へ行くのにタクシーを利用しましたが、チケットの対象になりますか。	申し訳ありませんが、子育てタクシー以外の一般のタクシーの利用は対象になりません。
	16	インフルエンザの予防接種は対象になりますか。	公費負担のない任意の予防接種(インフルエンザなど)は対象となります。(平成30年度より対象サービスを拡大しました)
	17	歯科フッ素塗布は対象になりますか。	自費診療で行う場合は対象となります。 市町村の歯科健康診査の際に有料で行う場合も対象となります。保険診療で行う場合は対象になりません。
	18	一時預かりや未就園児教室等でサービスを利用するために、入会金や登録料等が必要な場合、入会金等はチケットの対象になりますか。	チケット利用対象となるサービスを利用するために必要な入会金等であれば、原則として対象となります。 ※ただし、入会金等が、将来的にチケット対象外の経費に充当される場合(未就園児教室の入会金が、幼稚園に入園した場合の保育料に充当される場合など)は対象になりません。
	19	放課後児童クラブの利用料金が口座振替になっていて、領収書がありませんがどうすればいいですか。	振替通知等をお持ちであれば領収書の代わりとなります。 また、振替口座の通帳に放課後児童クラブからの引き落としであると確認できる記載があれば、通帳の写しも領収書の代わりとなります。 どちらもない場合は、県のホームページにある領収書のひな型をご用意いただき、施設の方に記入してもらってください。
	20	地域で利用できるサービスがないのですが。	サービスは全県で利用可能です。保育施設における実費徴収分、地域子育て拠点以外で行われる親子ふれあいイベントや放課後児童クラブも利用対象としています。

区分	番号	質問	回答
	21	産前・産後ケアはどのようなものが対象になりますか。	産後骨盤矯正、母乳ケア、育児相談、子育て講座、マタニティヨガ、マッサージ等が対象となります。 妊婦さんまたは産後の母親向けのメニューがあることが条件です。
	22	「民間企業等が行う親子ふれあいイベントなど」とはどういったものことですか。	民間企業等が実施する親子での参加が必要とされるものです。
	23	観劇やコンサートなどは、どのようなものでも対象になりますか。	親子コンサートなど、乳幼児の親子を対象とした内容であるものが対象になります。 領収書または親子両方の公演チケットの半券が必要になります。
	24	イベントやコンサート等で子供料金が無料の場合、子どもの分の半券を提出できないが、親の分だけでも大丈夫ですか。	「親子ふれあいコンサートなど公演名で親子で参加することが想定されるものは、親の半券のみで対象とします。
	25	「県内施設の入場料を含む」とありますが、具体的にどのような施設が対象ですか。	県内の博物館、美術館等の社会教育施設を利用する場合は対象となります。
	26	県営施設以外の動物園や水族館などは対象となりますか。	県内の動物園、水族館、遊園地、映画館であれば入場料が対象となります。(平成30年度より対象サービスを拡大しました)
	27	対象サービスの「一時預かり」には、劇場等にある預かり施設(公演中に子どもを預けるもの)は含まれますか。	チケットの対象になります。

区分	番号	質問	回答
	28	対象サービスの「一時預かり」には、ショッピングモール等の中にある預かり施設(室内遊具内に親子で入場するもの)は含まれますか。	ショッピングモール内の託児所も「一時預かり」として、チケットの対象となります。ただし、ご質問のような室内遊具の場合はレジャー施設に該当し、「民間企業等が行う親子ふれあいイベントなど」として対象となります。(平成30年度より対象サービスを拡大しました)
	29	領収書を発行してもらえないのですが、どうしたらいいですか。	換金申請には、領収書等で対象サービスを利用したことが確認できる書類が必要になります。事前に領収書の発行が可能か確認の上、サービスをご利用ください。また、県のホームページに領収書のひな型をご用意しておりますので、これに記入していただくことでも大丈夫です。 なお、施設の利用、イベントについては、例外として入場券の半券で領収書の代わりになります。
	30	「保育施設等における実費徴収分」の領収書発行が学期毎になってしまうので金額が5000円以上となり、換金申請書にチケット貼り付けが10枚以上になってしまうのですが、どうすれば良いですか？	一枚目の申請書に全学期分の領収証とチケット5000円分を貼付頂き、二枚目以降にはチケットのみ(申請書一枚につき10枚迄)貼付して、相当額の申請書をまとめてホチキス留めの上提出して下さい。
	31	助産院で実施する乳幼児健診の料金は対象ですか。	チケットの対象となります。
	32	出産費用は対象ですか。	申し訳ありませんが、対象になりません。
	33	おむつ、ミルクを購入したのですが、換金申請書に添付する書類はレシートでいいですか。	原則は領収書ですが、レシートでチケット対象のおむつ、ミルクであることが確認できれば、レシートの添付でも問題ありません。
(5)その他	1	2年目のクーポンが利用できるのはいつからですか。	領収書の対象期間は4月1日からですが、新しいチケットの発送は準備ができたようになります。

区分	番号	質問	回答
	2	県内で引越しをしたのですが、何か手続きは必要ですか。	<p>登録内容変更届を埼玉県ホームページに掲載しておりますので、以下の「埼玉県3キュー子育てチケット事務局」へ提出してください。提出がないと、翌年度以降のチケットが届かない場合があります。</p> <p>●住所 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル 埼玉県3キュー子育てチケット事務局</p> <p>●電話番号 0120-39-3192(フリーダイヤル)</p>
	3	県外へ引っ越してしまいましたが、既にもらったチケットは利用できますか。	申し訳ありませんが、県外へ転居された場合は、既に配布したチケットもご利用いただけません。未使用のチケットは、同封の封筒により「3キュー子育てチケット事務局」へ返送してください。
	4	チケットを失ってしまったのですが、再発行はしてもらえますか。	申し訳ありませんが、再発行はできません。